

受付番号 番

石垣島まつり出店申込書

令和 7 年 月 日

石垣島まつり実行委員会 殿

下記のとおり臨時(簡易)営業許可証を添えて申し込みいたします。

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

取扱品目 _____

間 口 2 間(3.6m)×4 間(7.2m) 出店料 80,000 円

営業許可
番 号 八保 号

石垣島まつり実行委員会

販売品目及び価格一覧表

	品 目	規 格	販売価格	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

念書及び誓約書

出 店(飲食)

提出用

石垣島まつり実行委員会
石 垣 市 商 工 会 殿

石垣島まつりの「出店」に関する各項を順守いたします。

1. 営業時間等:令和7年11月1日(土)～11月2日(日) 2日間

(1) 営業時間 11月1日(土) 11:00～20:40 (搬入時間 7:30～11:30)
11月2日(日) 11:00～20:40 (搬入時間 7:30～11:30)

(2) 片 づ け 各日 20:40～ (搬出時間 21:30～)

(3) 消灯時間 各日 20:40

2. 営 業 場 所:飲食 新栄公園広場の区切られたスペース内で営業します。

3. そ の 他:

(1) テントは既製品の標準型(2間×4間)を使用し設営・撤去は指示どおり行ないます。

テント設営については令和7年10月29日(水)から30日(木)午前中までに行うこと。

(2) 後片付け及び周辺の清掃については責任を持って行う。

(3) 出店権利の転売ならびに店貸しは禁止する。

(4) 販売価格を見やすい場所に表示し、適正な価格で販売する。

(5) 交通規制を守り、品物の搬入・搬出は交通規制時間帯以外に行う。

(6) 営業許可を必要とする者は、保健所の臨時営業許可を受けること。

(7) 酒類販売を行う者は、税務署の期限付き酒類小売業免許を届け出ること。

(8) 総合食品賠償共済等の保険に加入していること。

(9) 盗難等の事故が発生した場合は、実行委員会はその責任を負わない。

(10) 前売りチケットは禁止とする。

(11) 発電機の使用については、事務局と調整すること。

(12) 消火器を設置すること。(火器を取り扱う事業者)

(13) 飲食料提供時の容器について、必ず紙容器を使用。

プラスチック製容器およびの使用は禁止。

(14) 指定された場所以外での販売は禁止する。

(15) 未成年者を午後10時までに帰宅させること。

※上記以外で明確でないものが生じた場合は事務局の指示に従います。

令和7年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

酒類販売についての誓約書

出 店

提出用

石垣島まつり実行委員会
石 垣 市 商 工 会 殿

石垣島まつりの「出店」として、未成年者飲酒禁止法を遵守し、20 歳未満と思われるお客様には年齢確認等を実施し、20歳未満には酒類を販売いたしません。

上記の事項を遵守履行し、万が一、故意もしくは過失による違反等が判明した場合には、石垣島まつり出店業者としてすべての責任を負い、石垣島まつり実行委員会及び石垣市商工会には一切責任がないことに同意いたします。

【 飲酒年齢と身体への影響について 】

大正 11（1922）年 4 月 1 日に施行された未成年者飲酒禁止法に基づき、日本では飲酒は満 20 歳から、となりました。

それは、身体の発育への影響を考慮し、さらに満 20 歳は、自己責任が取れる立場、措置に代理人が必要ないことなどによります。発育と社会性の両面から日本では 20 歳からが飲酒可能な年齢として決められました。

令和 7 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 沖縄県石垣市 _____

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

出店予定届（令和 年 月分）					
営 業 所 の 名 称			営 業 者 氏 名		
営 業 者 住 所			営 業 者 電 話 番 号		
営 業 許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 年 月 日	営 業 許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 年 月 日

日付	設 置 場 所	日付	設 置 場 所

（注意）用紙の規格は、日本工業規格 A 4 判とする。